

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分。破線部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（資料提供等）</p> <p>第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項については、会議に諮らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（資料提供等）</p> <p>第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。</p>	<p>（内閣総理大臣の諮問等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができる。